

福井市監査告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、福井市長から令和2年度包括外部監査の結果に基づく改善措置の通知があったので、同項の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年1月19日

福井市監査委員	谷	川	秀	男
福井市監査委員	浅	野	信	也
福井市監査委員	下	畑	健	二
福井市監査委員	村	田	耕	一

令和2年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「都市戦略部が所管する事業における財務事務の執行等について」

所属	「意見の概要」			対応状況又は今後の方針等
	頁	項目	区分 内容	
総合政策課	21	部局マネジメント方針の目標について	意見 都市戦略部の20の「行動目標」には全部で36の目標が設定されている。そのうち数値で示されているものは26であった。また、20の行動目標のうち「成果目標」が設定されているものが8であった。 「部局マネジメント方針 作成要領」には「数値指標は、行動目標の達成度を計るのに適切で、市民にとってわかりやすい成果目標または活動目標を設定してください（できる限り成果目標を設定するのが望ましい）」と記載されており、目標には「活動目標」と「成果目標」があること、またできる限り「成果目標」が望ましいことが明記されている。 出来る限り数値での「成果目標」を設定すべきとしている点について評価できる。都市戦略部においても引き続きできる限り数値での「成果目標」を設定すべきである。なお、福井市としては市民へのわかりやすさを重視し、「成果目標」が望ましいとしているが、「活動目標」と「成果目標」の両方を設定すべきとした方が良いと考える。「活動目標」と「成果目標」はそれぞれに意義があり、代替的なものではないためである。	市民にとって、成果の端的な分かりやすさという観点、また、事業内容等をふまえて判断、対応できるように、作成要領について適宜見直しを図っていく。
総合政策課	23	部局マネジメント方針の達成度	意見 達成度の区分について、4区分としてわかりやすさを重視している。わかりやすさは非常に重要である。一方で、「雨」とされた行動目標の中には目標をかなり下回っているものから概ね達成といってよいものまで多種多様である。また、「くもり」とされている行動目標は都市戦略部にはなかったが、福井市全体でも1件とかなり少数である。そのため、事実上「達成」か「未達成」で色分けされており、未達成の場合にどの程度未達成であったかは不明である。 市民へのわかりやすさの考え方はいろいろあるが、一目でわかるという意味では今の評価方法は優れている。大きく未達成となってしまった場合、「大雨」や「嵐」のような表現があっても良いし、ぎりぎり未達成のものを「少雨」とすることも意味ではわかりやすいかもしれない。 「くもり」の定義は「設定期限内未達成でしたが、年度内に達成したものです」となっている。この場合、目標達成時点が年度内の「いつか」が重要となる。都市戦略部の部局マネジメント方針を見ると、「いつまでに」を明記していない「活動目標」がいくつもある。「明記していないものはすべて年度末まで」とのことであるが、市民へのわかりやすさを考えればやはり明記すべきである。 なお、ほとんどの行動目標の目標達成時期が年度末という事になっている。これは、年度の目標として具体的な期限を設けているとはいえない。「くもり」を評価基準として設けている以上、「 する」という目標の場合は期限を具体的に設けるべきである。	令和3年度の部局マネジメント成果報告書から、評価区分の「晴れ」と「くもり」の間に、新たに「薄曇り」を追加する。 目標期限内には未達成だが、年度内に達成したものを「薄曇り」として区分する（従来は「くもり」に区分）。 また、数値目標で達成率が90%以上のものを「くもり」に区分する（従来は未達成のものをすべて「雨」に区分）。 活動目標の目標達成時期は、具体的な時期を設定し明記するよう検討する。

令和2年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「都市戦略部が所管する事業における財務事務の執行等について」

所属	「意見の概要」			対応状況又は今後の方針等
	頁	項目	区分	
総合政策課	30	計画と実績（成果）の管理	意見	<p>「第七次福井市総合計画」（以下「総合計画」）や「総合計画に示された体系に基づき実施する具体的な事業計画」である「実施計画」は市政運営の基本であり、民間で言えば中期事業計画である。「総合計画」を達成するために各事業が実施され、各事業の目的や目標は「総合計画」及び「実施計画」に記載された目標と合致してなければならない。</p> <p>都市戦略部において実施されている事業は「歳出予算要求書（事業説明）（様式6）」において実施計画区分が記載されており、「総合計画」及び「実施計画」の方針と合致している。一方で年度ごとの目標管理は「部局マネジメント」において行われているが、その「部局マネジメント」と「総合計画」及び「実施計画」との関連は見えにくいものとなっている。</p> <p>「総合計画」及び「実施計画」（中期計画） 「部局マネジメント」（年度計画） 「事業」と関連が見えるとわかりやすい。</p> <p>なお、「歳出予算要求書（事業説明）（様式6）」において、実施計画区分は記載されており、各事業と「総合計画」及び「実施計画」については明確に関連付けられている。</p> <p>第八次福井市総合計画の進捗管理からは、総合計画、実施計画、部局マネジメントの関連性が、より分かりやすくなるよう、資料等の作成を工夫していく。</p>

令和2年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「都市戦略部が所管する事業における財務事務の執行等について」

所属	「意見の概要」			対応状況又は今後の方針等
	頁	項目	区分 内容	
財政課	29	数値目標の設定状況	意見 福井市などの地方公共団体が提供する公共財・サービスは、民間企業のように成果を数字で示せないものも多く、政策経費であっても、数値目標を設定することが困難な事業も当然多くある。しかし、「事業の結果、成果」を明確に示せるものはやはり数値目標である。福井市民への説明責任を果たすためには、数値目標を示すことがどうしても困難である事業以外はすべて数値目標を設定することが望ましい。 また、「1. 部局マネジメント方針」でも記載したとおり、数値目標においても活動目標と成果目標の2つを設定すべきである。	予算要求時、「予算要求概要書（様式7）」の「事業の成果」、「今後の目標」欄に目標値と実績値を具体的に（原則として数値）記載するよう、予算編成事務説明会及び記載要領で各所属に周知した。
財政課	30	予算がない事業の管理	意見 「ゼロ予算」の事業であっても、予算要求される事業であれば「歳出予算要求書（事業説明書）（様式6）」や「予算要求概要書（様式7）」は作成されており、事業の成果や効果は記載することとなっている。「ゼロ予算」の事業であっても人的コストは発生しており、管理の対象とすべきである。予算要求しない事業であっても、予算要求される事業に準じて管理することが適当である。 なお、事業ごとの人的コストを集計する仕組みがさらに良いが、そのためには職員の勤怠管理システムを大幅に見直す必要もあり、現時点では困難である。	・監査意見のとおり、現財務システム等では、事業ごとの人的コストの把握が困難であり、人的コストを含めた事業の成果・効果を算出することは現時点では困難である。 ・ゼロ予算事業の成果や効果は必要に応じて、引き続き各所属で取りまとめるものとする。
財政課	34	財政再建と必要な歳出	意見 財政再建は最重要課題である。また、各部局・各課の予算要求どおりにすべて認めてしまえば財源は当然不足する。予算要求どおりとならないことはある意味で当然である。一方、出張経費などの旅費は出張を減らせば容易に削減できるため、削減の対象としやすい。また、コロナ禍の中で、リモートでの会議なども増加し以前ほど出張の必要がなくなっていることもある。しかし、新しい知識や知見は福井市役所の中にも得られないことが多々ある。他市の状況や先進的な取り組みなど、実際に行かなければ学べないものも当然あるはずである。また、実際に他の組織の人間と交流することで非公式な人的ネットワークが得られることも考えられる。 歳出削減は容易なものから始めることは重要であるが、長期的な視点から必要なものまで削減しないよう留意する必要がある。	令和4年度当初予算編成方針の「予算要求基準」において「職員資質向上に繋がる研修費用等については、シーリングの範囲内で適切に要求すること。」と新たに記載した。 なお、経常経費については、シーリングが達成されている場合は、査定を実施しないため、各所属の意向がそのまま予算に反映される。

令和2年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「都市戦略部が所管する事業における財務事務の執行等について」

所属	「意見の概要」			対応状況又は今後の方針等
	頁	項目	区分 内容	
出納課	34	前金払方式における履行確認（検収）	意見 前金払においても、規則どおり検収を実施することは原則必要であると考えられる。但し、前金払には借地料、保険料など、履行確認が実質的に不要（又は困難）な取引も含まれており、その履行確認手続については取引内容に応じて限定的に検収手続を簡素化する等、再度検討する必要がある。	前金払については、支出前の検収（履行確認）を行うことができず、土地借料や保険料などを含め、契約期間の満了時において契約内容に相違がなかったかを確認することを重要としており、内容に応じて適切な確認を行う。
出納課	35	入手する請求書への押印について	意見 請求書への押印について、法人や団体の角印と代表者印・認め印の2種類が必要となっており、実際に可能な限りそのように運用されている。すべてのケースにおいて本当に必要か検討が必要である。相手先が、福井市の入札登録業者であれば、請求に用いる登録印鑑が定められているため、それがあればよいとすることも考えられる。本当に必要な押印か今一度検討が必要である。 なお、実体のない請求に対して支払ってしまう事の防止という観点の場合、請求書への押印は非常に形式的であり、支払口座の登録・確認がより重要である。	意見をふまえ、法人からの請求書への押印については、令和3年度から福井市の入札参加登録を受けていない者のみとした。 支払口座の確認については、引き続き、支出命令権者及び出納課において支払情報に誤りがないか十分に確認する。

令和2年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「都市戦略部が所管する事業における財務事務の執行等について」

所属	「意見の概要」			対応状況又は今後の方針等
	頁	項目	区分 内容	
都市整備課	42	景観推進事業 (目標値の設定)	意見 「予算要求概要書(様式7)」に事業効果として記載のある「特定景観計画区域指定数」はどちらかという活動目標と言える。ほかに活動目標として、「景観デザイン調整委員会(委員4名)の助言の件数」や「景観アドバイザーの利用実績」を設定するとよい。 成果目標としては「観光客の福井市の街並み(特に特定景観計画区域)に対するアンケート果」、「市民の景観に対する意識調査結果」、「特定景観計画区域に指定されている地域の事業者や住民の評価や意見」、「専門家(建築士など)の景観に対する評価や意見」が良いと考える。景観は数値化しにくいものではあるが、景観の維持向上が長期的に住民や利用者の満足度を高めることは間違いないと考えられ、事業成果の説明責任を果たすためにも数値での成果目標を定めるべきである。	活動目標としては、景観デザイン調整委員会の助言の件数と景観アドバイザー派遣実績を設定したい。 成果指標としては、市民意識調査による「県都の顔にふさわしい都市空間の形成」等の設問に対する評価を指標とすることを検討する。
都市整備課	44	景観事務諸経費 (近畿地方都市美協議会への参加)	意見 令和元年度において、近畿地方都市美協議会開催の研修へ参加していないが、必要と判断して加入している協議会であれば、年に1度しかない研修会には参加すべきである。 参加が不要という事であれば、そもそも協議会への加入自体を検討すべきであろう。 なお、令和2年度はコロナ禍もあり、県外への出張が困難な状況となっている。今後はどのように先進事例の調査や情報交換していくか検討が必要である。	令和3年度の研修会はオンラインで開催となり、参加した。 今後も、コロナウイルス感染症対策による社会情勢を鑑み、オンラインでの開催を事務局に要請していく。
都市整備課	45	景観事務諸経費 (審議会の開催)	意見 審議会へ諮る案件がない場合であっても、過去の審議会で協議された事項についてモニタリングは実施する必要がある。福井市では、個別に報告し意見を聴取しているが、個別報告では議事録も残らない。福井市景観審議会として過去の審議事項についてモニタリングを実施することを検討すべきである。	審議案件がない場合でも、過去の審議事項について審議会委員の意見を聴取しモニタリングを実施することで、景観行政全般に反映するような取り組みを行っていきたい。
都市整備課	48	彫刻維持管理事業 (事業結果の活用)	意見 成果としては、彫刻の維持により、市民生活に潤いをもたらしているとの内容になるが、もう少し彫刻を活用した事業があってもよい。他市の事例では、彫刻ウォーキングマップの配布や彫刻清掃ボランティア、野外彫刻めぐり、野外彫刻写真コンテストなどの事業で彫刻を活用している。出来る限りコストをかけるべきではないが、せっかく設置したものはより有効に活用すべきであり、費用対効果を検討しながら事業推進を図る必要がある。 なお、福井市のホームページでキーワード「彫刻」と調べてみると37件の彫刻一覧が検索結果として示されるが、文化財としての彫刻しか表示されず、当該事業で設置された彫刻は検索結果には表示されなかった。設置している彫刻作品のテーマや作者の情報や同じ作者の作品がある他の市町村情報などがまとまったページがあっても面白い。	まちの賑わいづくりに彫刻を活かせるよう、ホームページへのマップ掲載等、有効活用を図っていきたい。

令和2年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「都市戦略部が所管する事業における財務事務の執行等について」

所属	「意見の概要」			内容	対応状況又は今後の方針等
	頁	項目	区分		
都市整備課	51	景観支援事業 (目標値の設定)	意見	「百景団体数」について、事業成果としての記載はあるが、団体数の数値目標は掲げられていない。成果として記載するのであれば目標値も明確にすべきである。また、百景団体の活動状況(団体の活動への参加人数など)を成果指標として活用出来るとさらに良い。 成果指標としては本来「良好な景観の形成」が数値化できれば良いが困難であるため、「百景団体数」を活動指標、「百景団体の活動状況がわかる指標」を成果指標として示すことが考えられる。	団体ごとに活動内容や目的が異なるため、成果指標については、活動への参加人数も含めて検討する。
都市整備課	51	景観支援事業 (助成後のモニタリング)	意見	当該事業のような補助事業は、補助金を出して終わりではない。補助対象の団体が期待していた活動を実施していることを継続的に確認する必要がある。補助実施後3年後など一定のルールを決めて活動状況をモニタリングすべきである。	各団体の活動状況について把握するよう努め、活動成果等を県と情報共有する。
都市整備課	56	民間活力をいかした京都の顔づくり事業 (源泉所得税の徴収)	指摘事項	相手先はいわゆる屋号付き個人であり源泉所得税を徴収すべきであった。なお、令和2年度以降は訂正済みである。 歳出における処理ミスはどうしても発生する。それを防止するために相互牽制を基本とした内部統制を整備運用する必要がある。福井市でも書類上は多くの押印があり、内部統制は整備されていると言える。しかし、重要なことは何をどのような視点でチェックするかを検証者が理解しているかである。	令和2年以降は適切に処理している。今後、確認を厳重に行う。
都市整備課	56	民間活力をいかした京都の顔づくり事業 (目標値の設定)	意見	具体的な数値をもって目標値を設定しており評価できる。現在の目標指標である「補助件数(累計)」は活動指標であり、出来れば成果指標も一つあると良い。ハード事業においては、施設や設備の整備がまちなみの魅力向上にどの程度つながったかを示す指標が望ましいが設定は困難である。ソフト事業においては、補助対象とした事業や団体の来場者数や参加者数などが良い。なお、補助対象の事業、団体によって目標値が変わっても良く、計画段階で目標を定めておくことに意味がある。	ソフト事業については、成果報告において、来場者数などの把握を求めていきたい。
都市整備課	61	福井まちなか地区都市再生整備計画推進事業 (目標値の設定)	意見	複数年にわたる事業の目標値について、「年度までに」との記載を設けて、目標値を設定することは可能である。また、複数年にわたって実施している事業であっても、目標年度での達成へ向けて事業を実施するため、年度ごとの目標を設けるべきである。	事業完了後の数値を事業の目標値とする。
都市整備課	62	福井まちなか地区都市再生整備計画推進事業 (財政再建と歳出について)	意見	財政再建は重要な目標の1つであり、すべての歳出を見直し歳出削減を図っている姿勢は評価できる。一方で、当該事業の東京出張は所管する国の本省との協議のための旅費であり、当該事業の中で主要な活動と言える。東京への日帰りとなると、往復の移動で7時間拘束されるため、滞在時間が十分には確保できない。 令和2年度はコロナ禍もあり、出張する機会はほとんどなくなっており、今後リモートでの会議も増加することが予想される。しかし、実際に会って見なければ進まないことや出来ないことが多くあるのも事実である。コロナ禍の克服が前提とはなるものの、旅費について必要なものは確保すべきである。	旅費について、必要であると判断したものについては予算要求していくとともに、必要な滞在時間を確保したい。

令和2年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「都市戦略部が所管する事業における財務事務の執行等について」

所属	「意見の概要」			対応状況又は今後の方針等	
	頁	項目	区分		
都市整備課	66	中心市街地まちづくり推進事業 (目標値の設定)	意見	<p>現在の事業効果の記載では具体的な成果としては「事業化に向けた動きにつながった」だけになってしまう。出来るだけわかりやすく事業効果を記載すべきである。</p> <p>当該事業の活動指標として「中心市街地活性化アドバイザー派遣数」や「中心市街地まちづくり推進助成件数」が、成果指標として「助成対象とした団体の活動数」や「助成対象とした団体の会議への参加者数」が考えられる。</p> <p>なお、本来であれば助成対象団体の活動の結果得られた成果を目標とすべきであるが、団体の活動内容を団体主導とすることに意義があるため、団体活動による成果目標の設定は当該団体に任せる方がよい。</p>	<p>自発的活動を支援する事業であることから具体的な目標設定は行っていないが、活動や成果の数値については把握したい。</p>
都市整備課	70	市街地再開発事業等支援事業 (目標値の設定)	意見	<p>補助事業は本来行政が実施すべき事業を民間が実施する場合もしくは行政が望む方向への民間活力の利用のため実施するものであるため、事業成果指標の設定と測定は不可欠であるというのが監査人の意見である。</p> <p>当該事業の目標指標は「民間主体によるまちづくりへの累計補助件数」であるが、これは活動指標である。これだけの補助事業であれば、成果指標が複数あるべきである。</p> <p>事業目的は「地域の防災性、安全性の向上とにぎわい創出」であるとされている。「防災性の向上」については数値化することは難しいが水害や地震、停電などへの備えを見える化したものがあれば成果指標と出来る。「安全性の向上」については補助対象施設周辺の「犯罪発生件数」を成果指標とすると良い。「にぎわい創出」については補助対象施設周辺のバス、電車など公共交通手段の利用者数や駐車場の利用数、補助対象施設周辺の通行者数、補助対象施設の利用者数などが成果指標としてふさわしい。</p>	<p>事業やにぎわい創出についての指標については、都市機能更新率調査率や通行量調査等の調査を継続して行っており、今後、成果指標として必要と思われる指標について検討していく。</p>
都市整備課	73	ハピリン管理運営事業 (目標値の見直しと評価)	意見	<p>目標を数値目標としており、また指標も成果指標としえるものであり目標値の設定としては評価できる。</p> <p>令和元年度の結果だけ見ると「目標未達」となってしまう、部局マネジメント方針結果報告書上も達成度は「雨」(＝未達)となっている。もちろん、これはこれで目標管理としては正しい。しかし、もともとの目標値が「ハピリン入込客数200万人」に対して268万人であり、単純に未達成と評価すべきではない。</p> <p>主な成果指標である「ハピリン入込客数」、「ハピリン来場者数」ともに令和元年度は平成30年度実績を超える目標値が設定されているもの実際には平成30年度実績を下回っており、目標値とはかなり差がついている。目標値は努力すればギリギリ達成できる値が最も効果を生む。各事業の毎年の目標は実現可能な目標値とすべきである。</p>	<p>より現実的な目標値の設定に努める。</p>

令和2年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「都市戦略部が所管する事業における財務事務の執行等について」

所属	「意見の概要」			対応状況又は今後の方針等	
	頁	項目	区分		
都市整備課	76	ハピリンステップアップ事業 (個別の成果の測定)	意見	<p>「予算要求概要書(様式7)」において、過去3年間の事業効果として目標指標である「ハピリン入込客数」以外に「バックステージツアー参加者数」や「プロジェクションマッピング来場者数」を記載している。このように個別の事業において成果を測定することは重要であり、評価できる。</p> <p>令和元年度において補助対象とした広告について、指定管理者や商業施設において「来場者数」や「参加者数」などを個別に効果測定しているが、福井市の資料ではこれらの指標は記載されていない。また、予算要求時に目標値も設定されていない。補助対象とした個別の広告についても、「予算要求概要書(様式7)」へ目標値を設定するとともに、効果を記載すべきである。</p>	個別事業や広告についても、可能なものについては目標値の設定を検討する。
都市整備課	79	高架下利活用事業 (目標値の設定)	意見	<p>事業目的が「福井駅高架下を整備し、より便利で魅力的な場とする」となっており、当該目的に合致した指標と目標値を設定すべきである。例えば高架下のそれぞれのスペース毎の利用割合などが考えられる。なお、貸付可能面積に対して100%の利用度となっているが、駐車場の利用度やアクティブスペースの利用度なども個別測定は可能であり、利用度の指標としてはその方が適切である。</p>	今後並行在来線へ移行するタイミングで、用途については、再度検討していきたい。
都市整備課	80	高架下利活用事業 (賃料水準について)	意見	<p>当該事業はJR 西日本から高架下スペースを借り受け、当該スペースを有効活用することにより、福井駅周辺を活性化させることが事業目標である。転貸の場合、有償で借り受けていることから、支払以上の対価がなければ福井市としてのコストとなるため、可能な限り歳入を確保する必要がある。</p> <p>現在、貸付料について、福井市普通財産貸付要領どおり原則として土地の評価から算定しているが、これには「完全ではないが屋根がある」という事実が加味されていない。完全ではないものの屋根があるという点の利用目的によってはメリットがあるはずであり、単純な貸地とは算定が異なっても良いと考える。例えば、駐車場利用目的であれば「屋根がある」や「舗装されている」は土地評価を超える評価があるという事になる。</p>	鉄道高架下は、性質上、線路からの排水や、結露による駐車車両の汚損が少なからず想定される場所である。また、鉄道の安全運行の確保が優先されるため、制限も多い場所である。このような特殊性があることを加味しつつ、使用料を算定については、研究したい。

令和2年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「都市戦略部が所管する事業における財務事務の執行等について」

所属	「意見の概要」			対応状況又は今後の方針等
	頁	項目	区分	
都市整備課	81	高架下利活用事業 (高架下の利活用について)	意見	<p>高架下利活用を担っているのは高架下利活用事業である。当該事業の目的は「福井駅高架下を整備し、より便利で魅力的な場とすることにより、中心市街地全体に波及効果を及ぼし、活性化を図る。」である。しかし、福井市が管理するブロックのうち、実際に集客事業を行っているのは商工振興課が活用している多目的スペース(通称アクティブスペース。以下アクティブスペース。)だけである。以下、利用目的ごとの意見を述べる。</p> <p>1. アクティブスペースについて アクティブスペースについて、毎週水曜日10時から開催されているあじさい市はにぎわっていたが、あじさい市の看板が常時設置されているものの、当該スペースが一般にも利用できるなどの案内は残念ながら見つけることが出来なかった。福井市のホームページには「JR 高架下17 ブロック」として利用が可能であることが記載されていたが、地図のリンクは別のアクティブスペースである「ガレリアポケット」を示しており、「JR 高架下17 ブロック」の場所を具体的に特定できる記載は見られなかった。せっかくのスペースであり、周知方法にもっとアイデアがあるとよい。</p> <p>2. 月極駐車場について 月極駐車場として活用している4か所うち2か所は賃借料(歳出)が賃貸料(歳入)を大きく上回っている。一昔前とは異なり、福井駅周辺にも数多くの民間駐車場が整備されている。そのような状況で赤字となってまで福井市が駐車場を設置する意義があるのか再度検討が必要である。(写真:あじさい市看板、月極駐車場案内看板)</p> <p>3. 放置自転車置き場について 自転車利用推進課で利用している放置自転車置き場は、利用者の効用を高めるような施設ではない。当該施設は利用価値が高い駅周辺に必要なのか検討が必要である。 今後、新幹線開業と並行在来線の第3セクターへの移行により、高架下の状況は大きく変わる見込みであり、その際には利活用について再検討の予定との事であるが、その際には実際に人を呼び込めるような集客スペースをより多く確保すべきである。</p>
都市整備課	85	高架下公衆トイレ管理 事業 (所管課について)	意見	<p>都市整備課が管理している公衆トイレはここだけである。原則として整備した所属が管理するとの考え方は、整備時に維持管理コストまで含めて整備すべきとの考えからも正しい。しかし、公衆トイレについては、数多くの公衆トイレを維持管理している公園課に管理を集中させた方が効率的に管理できないか検討する価値はある。</p>
都市整備課	88	中心市街地活性化推進 事業 (中心市街地実態調査)	意見	<p>通行量調査について、今後駅前再開発の進捗を見極めて、調査地点などの調査方法、調査結果の利用方法について専門家の意見を取り入れる必要がある。再開発の影響により人の流れが大きく変わる可能性がある。</p>

令和2年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「都市戦略部が所管する事業における財務事務の執行等について」

所属	「意見の概要」			対応状況又は今後の方針等	
	頁	項目	区分		
都市整備課	88	中心市街地活性化推進事業 (中心市街地実態調査)	意見	<p>当該事業で把握された歩行者・自転車通行量は、他の事業においても目標指標となりうる指標であるが、現在の調査地点は中央1丁目に限られている。予算や事業目的の問題があるため容易ではないが、福井駅周辺の人の動きをより広い範囲で把握し、他の事業における目標値としても活用できるような調査とすると事業の成果はより高くなる。</p>	携帯電話位置情報による調査方法等、新技術を活用したより広いエリアを対象とした調査方法も研究する。
都市整備課	88	中心市街地活性化推進事業 (まちづくり会議)	意見	<p>まちづくり会議の議題を見ると、その内容はまちづくりに関する設備整備というよりもイベント実施などソフト面での検討課題が多いように感じられる。そのため、まちづくり会議には所管課である都市整備課だけではなく商工振興課も出席している。</p> <p>まちづくり会議の体制について「会議の構成は、まちづくり福井株式会社、福井商工会議所、福井市が中核となり、検討課題に合わせたメンバーを招集する。」となっているが出席している組織はすべて同じであった。</p> <p>福井市の中でも議題によっては関連する他部署の出席があってもよかった。また、中核組織以外の団体からも出席者がいてもよい。現在は、主としてまちづくり福井株式会社と福井市都市整備課・商工振興課との情報交換の場となっている。</p>	R2年度は、例えば、Maasの勉強会の場合は、民間団体や地域交通課の職員にも参加を求めるなど、会議の内容によって、他部署の参加や意見を得ながら運用している。
都市整備課	93	福井城址周辺整備事業 (事業の成果と目標値の設定)	意見	<p>当該事業の目的は「県都デザイン戦略に基づき福井城址や中央公園周辺、養浩館周辺を回遊してもらうため、歩いて楽しい魅力的な道路空間を形成する。」である。事業の実施により、周辺の道路や歩道は整備され魅力的な道路空間は達成しているかもしれないが最終的には「回遊してもらうため」が目的である。そのため、目標としては福井城址周辺の通行人数(徒歩)がよい。事業計画時に実施した通行量調査でも歩行者と自転車の通行量を集計しており、同様の指標を目標とすべきであった。</p>	<p>事業着手前の平成27年度にお堀周辺の通行量調査を行っている。</p> <p>事業完了後、コロナウィルス感染症の状況や北陸新幹線福井開業、イベント開催時など、様々な状況やタイミングを見極め、調査を行い、値を設定していきたい。</p>
都市整備課	96	中心市街地活性化活動促進事業 (目標値の設定)	意見	<p>当該事業には数値目標は設定されていない。確かに令和元年度は調査研究のみであり、目標設定が困難である。また、調査研究前の具体的なイベント等の事業内容が決まっていない時点で目標を設定することも困難である。コロナ禍の影響があるため事業の実施自体が困難な状況であるが、具体的な事業を実施する段階において具体的な数値目標を定める必要がある。</p>	R3年度イベントの実施に向けては、予算編成時に「イベント参加者数8,000人」という目標を設けた。また、イベント参加者に対するアンケートにより、圏域市町への関心が高まったか等を聞き、効果を把握する予定である。

令和2年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「都市戦略部が所管する事業における財務事務の執行等について」

所属	「意見の概要」			対応状況又は今後の方針等	
	頁	項目	区分		
都市計画課	103	土地利用適正化事業 (契約保証金の免除について)	意見	<p>福井市財務規則によると、一般業務委託契約においては、原則的に委託先から契約保証金を受け取る必要があるが、随意契約の場合や保険会社による履行保証保険を締結した場合などの一定の条件が整っている中で契約保証金免除申請を行った場合に契約保証金を免除することができることとなっている。福井市において契約保証金を免除する場合には、その条件が満たされているか「契約保証金チェックシート」を用いて判定を行うこととなっている。</p> <p>当該契約においては、過年度において関連性の深い業務を同社に委託していることから、随意契約理由書を添付した上で随意契約としており、契約保証金を免除しているが、「契約保証金チェックシート」が添付されていなかった。福井市における「契約保証金に関するQ&A」にも随意契約により契約保証金を免除した場合、「契約保証金チェックシート」は必要であることが明記されている。当該契約の場合においても、契約保証金を免除する条件に該当するか否かを改めて確認するため、「契約保証金チェックシート」を作成し添付すべきであった。</p>	<p>今後は、随意契約の場合においても、チェックシートの添付を忘れないよう対応する。</p>
都市計画課	106	都市計画市民参画推進事業 (市民の認知について)	意見	<p>当該事業は、福井市身近なまちづくり推進条例を制定し、地域住民が主体となって行う地域の特性を活かした身近なまちづくり活動を支援しており、市民からの意見や提案があれば、まちづくり形成を後押しする専門的アドバイザーの派遣や、活動経費への助成、身近なまちづくり審議会の開催を行うこととしている。しかし、平成30年度及び令和元年度においては市民からの意見、提案がなかったため実績はゼロとなっている。そのため、政策経費であるものの、予算額も必要最低限のみ設定している状況である。</p> <p>福井市が市民に対してまちづくり活動を強制するものではないが、市民からのまちづくりに関する積極的な意見、提案があり、市民と福井市が協働して、福井市に住み続けたいと思えるようなより良い環境を創っていくことが、当該事業としての本来あるべき姿である。二年連続して実績がゼロということは、市民が積極的でないか、若しくは市民が当該まちづくり活動に関する事業を認知していない可能性も考えられる。福井市のまちづくり活動に関する詳細なパンフレットは存在しており、強制することではないが、福井市はもっと積極的に市民に対してまちづくり活動の事業をPRすべきである。</p>	<p>市政広報やホームページにおいて、特集を組む等、積極的に周知を行っていく。</p>

令和2年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「都市戦略部が所管する事業における財務事務の執行等について」

所属	「意見の概要」			対応状況又は今後の方針等
	頁	項目	区分 内容	
都市計画課	112	都市防災推進事業 (受付印の押印漏れ)	意見 <p>福井市における「文書事務の手引き」には、「配布された文書は、所管課において受付を行わなければならない。ここでいう「受付」とは、文書の到達を確認する行為であって、実質的に到達文書が効力を発生するための重要な手続行為である。」と記載されている。</p> <p>この点、他に業務委託者より「業務完了届」を受け取っており、当該文書には福井市の受付印が押されている。その後を受け取る「業務成果物引渡書」が業務委託者からの最終的な文書であることに鑑みると、受付印の必要性はないかもしれないが、事後的に検証するためにも、文書の到達を確認し受付印を押すべきである。</p>	<p>今後は、すべての到達文書に収受日付印の押印を行う。</p>
都市計画課	125	福井駅付近連続立体交差関連事業 (目標値の設定)	意見 <p>当該事業はえちぜん鉄道の高架化に合わせ、(都)環状東線の渋滞緩和と中心市街地へのアクセスの向上を図るため、志比口3丁目～西開発1丁目間の810mにおいて用地を取得し、新道路の築造工事を行うこととしている。工事区間の用地取得の交渉から始まり、実際に道路工事に着工するまでは時間を要するため、また、用地取得と道路工事は同時並行で行われることもあるため、福井市は工事の具体的な進捗を測定できるまでは、一定の期限までに完成することを当該事業の目標値としていた。そのため、平成30年度までは具体的な数値目標はなく、令和元年度から累計整備延長を目標値として定めている。しかし、令和元年度の目標値が唐突に220mとなっている。それまでの事業期間においても道路工事は着工、進捗していたものと考えられ、平成30年度までの期間においても、少なくとも工事着工年度からは累計整備延長について具体的な数値目標を設定し、実績と比較して各年度の事業効果をみる必要があったのではないかと考えられる。また、当該事業の「予算要求概要書(様式7)」には過年度の事業効果を用地取得率でみており、用地取得と同時並行で行われる工事であることに鑑みると、累計整備延長の他、用地取得率を事業開始後の数値目標として設定して事業効果を測るべきであったのではないかと考えられる。</p> <p>いずれにしても、事業開始年度から平成30年度においては具体的な数値目標は設定されておらず、事業開始直後においては用地取得率、工事着工後は累計整備延長、若しくは両方を事業の目標値とし、各年度の事業効果を測定すべきであったと認められる。</p>	<p>今後事業を行う際には、工程に合わせた適切な数値目標を設定し、年度ごとに事業効果を測定していく。</p>

令和2年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「都市戦略部が所管する事業における財務事務の執行等について」

所属	「意見の概要」			内容	対応状況又は今後の方針等
	頁	項目	区分		
都市計画課	126	福井駅付近連続立体交差関連事業 (受付印の押印漏れ)	意見	<p>福井市における「文書事務の手引き」には、「配布された文書は、所管課において受付を行わなければならない。ここでいう「受付」とは、文書の到達を確認する行為であって、実質的に到達文書が効力を発生するための重要な手続行為である。」と記載されている。</p> <p>当該事業の歳出のサンプルテストを行った結果、用地収用対象者より「移転工事着手届」、工事請負者より工事完了に伴う「引渡書」、業務委託者より「管理技術者選定通知書」上に、福井市の受付印が押されていなかった。福井市における「会計事務の手引き」においても工事にかかる「工事完成届、工程表、工事着工届、現場代理人及び主任技術者等の選任届には受付印が必要」と記載されており、上記「移転工事着手届」、「管理技術者選定通知書」には受付印を押すことが必要と認められる。一方、「引渡書」に関しては、他に工事請負者より「工事完成届」を受け取っており、当該文書には福井市の受付印が押されている。その後を受け取る「引渡書」が工事請負者からの最終的な文書であることに鑑みると、受付印の必要性はないかもしれないが、事後的に検証するためにも、文書の到達を確認し受付印を押すべきである。</p>	<p>今後は、すべての到達文書に收受日付印の押印を行う。</p>
都市計画課	133	都市計画道路整備事業 (都市計画道路の未整備路線に対する計画見直し)	意見	<p>都市計画決定された都市計画道路は、基本的な交通インフラとして整備の必要性が高い路線といえるが、国や県の事業による影響等の外的要因、福井市の財政状況及び用地買収の進捗遅延等の内的要因により、都市計画決定後から整備完了にかけて長期間を要する場面も考えられる。都市計画法第53条、第54条では都市計画決定された道路等の区域内では、将来、道路を築造する場合に大きな支障をきたさないように、建築制限がかけられており、長期間未整備となっている路線においては当該地権者の権利が長期に渡り制限されていることになる。</p> <p>具体的には、福井市が事業主体の未整備路線の中で、都市計画決定または整備事業としての最終施行から40年以上経過していた路線が存在した。現道がある未整備路線に関しては、自動車が通行できる幅員ではあるが、対面通行が厳しい道路や、右折車がいると渋滞が発生する道路、そして、歩行者及び自転車も利用するとなると、安全性が高いとは言えない状況であった。また、住宅や売地が並んでいる路線もあり、そのような区間では上記の建築制限がかかり、該当する地権者の権利が制限されている状況でもあると認められる。対して、現道がない未整備路線に関しては、当初計画決定された時より周辺の住民環境及び地域住民のニーズが変化していることも考えられ、必ずしも当初計画決定時の都市構造の想定が現在でも通用するとは言いきれない。いずれにしても現状に見合った計画見直しが必要である。</p> <p>以上により、特に長期間未整備となっている路線に関しては、現状の市民の要望や、道路環境及び交通量の調査等を踏まえ、現在及び将来の地域住民を含む道路利用者にとって満足、納得できるように都市計画道路の計画見直しを行うべきである。</p>	<p>人口減少、それに伴う自動車交通量の減少等、社会経済情勢が変化してきていることから、令和3年度に実施する全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）の調査結果等を踏まえ、整備の必要性、優先順位等について検証していく。</p>

令和2年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「都市戦略部が所管する事業における財務事務の執行等について」

所属	「意見の概要」			対応状況又は今後の方針等
	頁	項目	区分 内容	
新幹線整備課	143	福井駅前広場管理費 (予算区分)	意見 当該事業は維持管理業務であるため、事業の成果を管理する必要がある政策経費ではなく、事務的経費のように事業成果との関連性が低い経常経費としての性格が強いと考えられる。そのため、予算要求における経費区分の見直しが必要である。	経費区分を見直し、令和3年度予算から経常経費とした。

令和2年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「都市戦略部が所管する事業における財務事務の執行等について」

所属	「意見の概要」			対応状況又は今後の方針等
	頁	項目	区分 内容	
地域交通課	157	福井駅周辺道路管理費 (駐車場空き情報)	意見 当該表示設備はJR 福井駅に近い2か所の駐車場の情報のみを表示しているが、駅周辺にはその他にも、県営の福井駅西口地下駐車場、福井駅東口再開発ビル(通称AOSSA-アオッサ)のAOSSA地下駐車場、民間の中規模・大規模の駐車場など多くの駐車場施設が運営されている。また、少し距離はあるが、市営の大手駐車場、大手第2駐車場、本町通り地下駐車場などもある。 新幹線開業等を契機とした福井駅前の活性化が重点施策とされている中、駅周辺における駐車場利用者の利便性向上や交通渋滞の緩和を目的とした2 駐車場の情報提供にとどまらず、他の主要な駅周辺駐車場の情報提供に拡大することも有用といえる。また、それらの情報が、スマートフォンやカー・ナビゲーション・システムなどでも得られるとより利便性は向上する。福井市としてもそのような方向性も検討しているとのことであり、駅前活性化の予測を考慮しながら、機能強化の検討がなされることを期待したい。	・国庫補助を受けて整備した設備であり、再設置は難しい。 ・現行の2駐車場以外の情報表示など、機能強化を検討するとともに、スマートフォンやカーナビへの情報提供も併せて研究していく。
地域交通課	158	福井駅周辺道路管理費 (目標値の設定)	意見 事業の内容としては、福井駅周辺における道路混雑の緩和および違法駐車防止を目的としており、当該目的に合致した指標と目標値を設定する必要がある。例えば、活動指標としては「表示板の稼働日数」が、成果指標としては「駅前における渋滞発生回数」、「違法駐車発生件数」、「駅前駐車場の満車状態の時間」、「駅前の交通状況に関する満足度」などが考えられる。	活動目標「表示板の稼働日数：365日」を設定する。
地域交通課	163	公共交通機関活性化事業 (目標値の設定)	意見 上記のような歳出は、経常的に発生しているものであるが、政策的な目的をもって負担しているものであり、政策経費の性質を含んでいると考えられる。経常経費であり、独立の事業として取り扱わない場合であっても、その事業の成果を評価することは説明責任を果たすためにも必要であり、それぞれに目標値を設定し、事業の状況を管理することが望ましい。 また、当該事業について、政策経費としての性格の方がより強いと判断されるのであれば、そもそも経常経費としてよいかについても再検討が必要である。	・いずれも公共交通機関の利用促進を目的とした事業であるため、公共交通の利用者数を目標としていく。 ・支出内訳は借地料や他自治体と連携して行う事業の法令外負担金など、経常経費の性格が強いため、政策経費とはしない。

令和2年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「都市戦略部が所管する事業における財務事務の執行等について」

所属	「意見の概要」			対応状況又は今後の方針等
	頁	項目	区分	
地域交通課	165	福井市鉄道駅対策協議会負担金 (乗車券類の簡易委託販売制度)	意見	<p>自動券売機の設置やICカードの普及が進む中、簡易委託販売制度を維持する必要性について再検討が必要であると考えます。</p> <p>無人化により、利便性の低下や駅の安全安心が損なわれることが懸念されるが、窓口業務を遠隔で行う仕組みも普及しており、また、安全安心に関しては、警察や自治会などの活動による対策も考えられる。これらは、森田駅だけの課題ではなく、既に無人化されている他の鉄道駅も含めた共通の課題である。</p> <p>有人の状態を維持するにしても、券売業務専従の要員を配置することは効率的ではない。鉄道事業者との交渉は必要であるが、駅舎を事業者または団体等に貸出し、駅管理業務をその事業者に委託することでコストを下げるようなことも考えられる。</p> <p>今後、新幹線の福井延伸に伴い、森田駅は並行在来線の駅となり、並行在来線運営会社(第3セクター)による運営に移行する。環境が大きく変わる中で、現状の体制を維持できるのか、維持すべきなのか、検討が必要である。</p> <p>JR西日本が無人化の意向を示しているため、今後の無人化や安全対策等について、並行在来線の駅となることもふまえ、協議会と検討していく。</p>

令和2年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「都市戦略部が所管する事業における財務事務の執行等について」

所属	「意見の概要」			対応状況又は今後の方針等
	頁	項目	区分 内容	
地域交通課	167	福井市鉄道駅対策協議会負担金 (簡易委託販売業務の再委託)	意見 公的資金を受ける事業者が、それを多額の調達等に充てる場合には、その業者選定には透明性が確保されていることが必要と考える。一定額以上の調達には入札や複数者からの見積もりによる業者選定を求め、また、少なくとも数年ごとに業者の見直しを検討すべきである。	無人化し、簡易委託販売を終了することについて、協議会と検討していく。
地域交通課	167	福井市鉄道駅対策協議会負担金 (目標値の設定)	意見 当該事業は、乗車券類の簡易委託販売制度により、鉄道駅の無人化に伴う利用者へのサービス低下を防止することを目的としている。駅利用者数は、周辺人口の増減や周辺の産業、教育施設などの状況による影響を大きく受けるものと考えられ、当該事業の実施をもってその増減に直接的な影響を及ぼすとは考えにくい。駅利用者数は、当該事業の成果指標としては適さないものとする。適した指標としては、例えば、「乗車券の窓口販売額」または「窓口販売額の割合」や「簡易委託制度に関する利用者の満足度」などが考えられる。	今後の方針を協議会と検討する中で、適切な成果指標についても検討していく。
地域交通課	170	福井鉄道関係協議会等支援事業 (福井鉄道福武線活性化連携協議会に対する負担金の拠出について)	意見 収支の状況のとおり、連携協議会には繰越金が発生している状況にある。連携協議会は3市からの負担金を原資として運営されており、繰越金は市からの負担金に余剰が生じていることを意味している。次年度に繰り越す具体的な理由がない限りは、負担金の返還を受ける、または次年度の負担金を減額することが適当である。 また、福井市を含む沿線3市からの負担金は、主として利用促進事業である野外学習等事業および外出支援事業に充てられている。しかし、連携協議会から提出された実績報告書には、それら利用促進事業の延べ利用者数が記載されているのみであり、利用者の内訳、かかった費用などの詳細が記載されていない。別途、実績の明細資料を入手しているとのことであるが、実績報告書として詳細な報告を受ける必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・繰越金及び余剰金の取扱いについては、財務部局や他の沿線市と検討する。 ・事業の実績報告については、鉄道事業者と協議し、明細資料の提出を求めていく。
地域交通課	171	福井鉄道関係協議会等支援事業 (福井市福井鉄道福武線サポート団体協議会に対する負担金の拠出について)	意見 サポート団体協議会に対する補助金について、余剰金が発生した場合には返還を受けているが、補助金の一部は別の団体である三市合同サポート団体に対する負担金として拠出されており、当該団体において余剰金となっているにもかかわらず返還されていない状況にある。三市合同サポート団体の余剰金はサポート団体協議会に返還させ、さらに福井市に返還させることが適当である。	繰越金及び余剰金の取扱いについては、財務部局や他の沿線市と検討する。
地域交通課	174	えちぜん鉄道活性化連携協議会運営事業 (えちぜん鉄道に関する報告)	意見 計画に基づく施策の評価・検証を行うために、定期的に評価指標の報告を受けることは重要である。同様に網形成計画の対象となっている福井鉄道株式会社に関しては、連携協議会に対する評価指標の報告が毎年、適切に行われている。事業者により管理のレベルが異なることは適切ではなく、えちぜん鉄道株式会社についても評価指標等の報告が適切になされるよう対処すべきである。	令和3年度は、新たな地域公共交通計画の策定に取り組んでおり、作業部会にて評価指標の報告及び総括を適切に行った。

令和2年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「都市戦略部が所管する事業における財務事務の執行等について」

所属	「意見の概要」			対応状況又は今後の方針等
	頁	項目	区分 内容	
地域交通課	175	えちぜん鉄道活性化連携協議会運営事業 (えちぜん鉄道活性化連携協議会に対する負担金の拠出について)	意見 収支の状況のとおり、連携協議会には繰越金が発生している状況にある。連携協議会は5市町からの負担金を原資として運営されており、繰越金は市町からの負担金に余剰が生じていることを意味している。次年度に繰り越す具体的な理由がない限りは、負担金の返還を受ける、または次年度の負担金を減額することが適当である。	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は新たな地域公共交通計画の策定に取り組んでおり、負担金を増額したが、繰越金の活用を踏まえた額とした。 令和4年度以降は繰越額に応じて適切な負担金額を請求する。
地域交通課	178	交通活用中心市街地活性化事業 (「予算要求概要書(様式7)」における実施計画区分)	意見 「予算要求概要書(様式7)」において事業が属する区分を誤った場合、予算および決算額が誤って集計されることとなり、「総合計画」の体系に沿った管理が適切に行われないこととなる。当該区分を設定する意義を再確認し、誤りが生じないよう職員の意識を高め、誤設定が生じないよう運用を見直すことが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業は令和元年度で完了している。 新規事業設定時には事業区分に留意する。
地域交通課	181	地方バス路線等運行維持事業 (バス路線の状況)	意見 各路線の状況は様々であるが、指標からすると、相当に利用が低迷し、財政負担が大きくなっている路線も多くある。沿線住民の生活交通手段であり、可能な限り運行を維持する必要があるが、運行経路や運行回数を見直し、デマンド型への移行などの運行態様の変更を継続して検討していくことが必要である。 福井市としても事業者と連携し、継続的に市民の利用状況を踏まえつつ効率的な運行方法の検討を行っており、頻繁に運行方法の見直し、デマンド型への移行、場合によっては路線の廃止などを行っている。引き続き、適切かつ効率的な交通手段の確保のための努力を行い、また、利用促進のための取り組みを積極的に進めることを期待したい。 越前海岸ブルーラインの取り組みは、沿線住民および福井市の努力が見える形で行われており、沿線住民以外の市民にも納得感を与えられ、非常に効果的な方法と思われる。他の路線においても、その路線に適した取り組みを行い、市民の参加を得ながら、適切な運行を模索することが適当と考える。各路線の運行状況の指標に基準値を設け、各路線の状況をランク付けし、それを沿線住民と共有し、その状況に応じた取り組みを行うことも有効と考える。	<ul style="list-style-type: none"> 乗合タクシーの4路線を統合したフルデマンドタクシーを運行するなど、地域特性に応じた効率的な運行を行っている。 今後も引き続き、各路線の利用状況や地域特性に応じて運行内容の見直しを行う。 各路線の状況を沿線住民と共有し、協力して利用促進等に取り組む方策について検討していく。
地域交通課	185	地方バス路線等運行維持事業 (目標値の設定)	意見 当該事業の目的は、赤字路線バスに対する欠損補助であり、対象は採算を取ることが困難な路線となる。福井駅発着の路線は乗車数も多く、比較的、採算を取り易い傾向にあると思われる。その利用回数が当該事業の指標として適しているか、疑問である。「福井駅発着バスにおける一人当たりの年間利用回数」の指標は、当該事業に対するものではなく、バス利用の促進というより大きな目標に対するものとして活用すべきと考える。 当該事業に関してより適した指標として考えられるのは、「路線を維持することによりどれだけの市民の交通をカバーできているか(人口カバー率)」、「補助対象路線の数」や「平均乗車数」、「一人当たり補助額」などが考えられる。	適切な指標を検討する。

令和2年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「都市戦略部が所管する事業における財務事務の執行等について」

所属	「意見の概要」			対応状況又は今後の方針等
	頁	項目	区分 内容	
地域交通課	186	地方バス路線等運行維持事業 (「予算要求概要書(様式7)」における実施計画区分)	意見 予算および決算額は、「予算要求概要書(様式7)」で設定された区分に基づき集計されることとなるため、「総合計画」および「実施計画」の想定と異なる位置づけで「予算要求概要書(様式7)」の区分を設定した場合には、「総合計画」および「実施計画」に沿った管理が適切に行われなかったこととなる。当該区分を設定する意義を再確認し、他の事業を含め、「予算要求概要書(様式7)」における区分が適切であるか確認すべきと考える。	令和4年度より適切な事業区分を設定する。
地域交通課	189	地域バス整備事業 (地域バス路線の運行効率)	意見 スクールバスや福祉バスを兼ねている路線が多く、採算性は問題とならないが、利用者数に比して財政負担額が大きくなっており、より効率的な運行を検討する余地があると考え。 「4-9. 地方バス路線等運行維持事業」と同様に、運行経路や運行回数の見直し、デマンド型への移行などの運行態様の変更を継続して検討していくことが必要である。また、指標に基準値を設け運行状況を評価し住民と共有することや、市民が主体的に参加する利用促進の取り組みも同様に有効であると考え。これらの取り組みは、運行態様別に行うのではなく、同地域を運行する民間運営路線、コミュニティバスと合わせた統合的交通サービスと捉え、当該地域の交通全体を支える取り組みとして行うことが適当である。 なお、民間の路線バス、地域バス、地域コミュニティバスで機能が重複している部分については整理を行い、一貫した、効率的で分かりやすいサービスとすることが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き各路線の利用状況や地域特性に応じて運行内容の見直しを行う。 ・各路線の状況を住民と共有し、協力して利用促進等に取り組む方策について検討していく。 ・路線の重複部分の整理を検討する。
地域交通課	190	地域バス整備事業 (地域バスの路線・時刻情報)	意見 その地域の住民であり、バス路線を熟知している方であれば、検索サービスや路線図がなくとも適切なサービスを選択し、利用できるかもしれないが、地域外の方などにとっては、散在する情報から自らのニーズに合ったサービスを選択することは非常に難しい。適切なサービスを検索できる、または一覧できる環境が重要であると考え。地域バスをその地域住民限定のサービスと捉えず、不特定多数の交通手段の選択肢の一つと考えるべきであり、地域バスのサービスも選択してもらえるよう、Googleマップなどの検索サービス、他のバスサービスの路線図等への掲載を検討すべきと考える。	今後検討する。
地域交通課	191	「予算要求概要書(様式7)」における実施計画区分	意見 予算および決算額は、「予算要求概要書(様式7)」で設定された区分に基づき集計されることとなるため、「総合計画」および「実施計画」の想定と異なる位置づけで「予算要求概要書(様式7)」の区分を設定した場合には、「総合計画」および「実施計画」に沿った管理が適切に行われなかったこととなる。当該区分を設定する意義を再確認し、他の事業を含め、「予算要求概要書(様式7)」における区分が適切であるか確認すべきと考える。	令和4年度より適切な事業区分を設定する。

令和2年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「都市戦略部が所管する事業における財務事務の執行等について」

所属	「意見の概要」			対応状況又は今後の方針等
	頁	項目	区分 内容	
地域交通課	195	地域コミュニティバスの運行継続基準（地域コミュニティバス運行支援事業）	意見 <p>地域コミュニティバスは、地域住民が中心となって運行計画を設定する制度となっている。これは、地域コミュニティバスが有用であるためには、地域住民の主体的関与が重要であるとの考えに基づくものである。さらに、運行継続の基準を設けることで、地域住民が自ら運行計画の見直しや利用促進の方策を考える機会を継続的に提供し、地域住民が自ら支え続ける意識を持続させることができる。制度設計として非常に評価できる。</p> <p>課題と考えるのは、「運行協議会が当該利用実績を踏まえた適正なサービス水準となるよう事業計画を修正しない」場合が支援中止の要件となっているが、事業計画を創意工夫し修正しても、運行継続基準を達成する状態に回復することが見込めない状況も想定される。その場合に支援の中止をどのように考えるのか、難しい判断になる。</p> <p>また、運行継続基準を「著しく下回った場合」が支援中止の1つの要件となっているが、どの程度の乖離となれば「著しい」に当たるのかについて明確となっていないため、実際の判断にあたっては主観的になってしまう恐れがある。それらをルールとしてある程度明確にしておくことが必要ではないかと考える。</p>	事業継続及び中止の明確な要件を今後検討する。
地域交通課	197	地域コミュニティバスの運行継続基準（補助対象経費）	意見 <p>地域コミュニティバス運行による事業者の欠損金を支援する補助金であるが、事業者の効率的な運営を促すためにも一定の範囲内で欠損の補助をすることが適当である。定時定路線型については、800万円の一律の上限の他、補助対象経費の算定において、地域キロ当たり標準経常費用に基づく限度額が設定されている。一方で、デマンド型については、600万円の一律の上限が設けられているのみであり、運行実績に応じた補助対象経費の限度額は設けられていない。地域内フィーダー系統確保維持に係る国庫補助に関する補助対象経費の算出の際には、地域時間当たり標準経常費用に基づく限度額が設定されており、同様の上限を設けることが適当と考える。</p>	同じデマンド運行でも需要の多寡や運行時間の長短は様々であるが、地域時間当たり標準経常費用はそれらを分け隔てなく平均したものである。当該基準を採用した場合、需要が少ないほど運行時間が短くなり時間当たり経常費用が増加することから、過疎地域では事業者等の自己負担が発生する可能性が高くなり、制度運用が困難となる。適切な上限設定について今後検討する。
地域交通課	198	地域コミュニティバスの運行継続基準（目標値の設定）	意見 <p>当該事業の目的は、「交通空白地の解消、地域特性にふさわしい交通サービスの確保」である。「運行地域数」は活動指標であると考えられ、目的がどの程度達成されたかを直接的に表現する成果指標を設定することが適当である。例えば、「交通空白地に対して地域コミュニティバスがカバーする割合」などが考えられる。また、地域特性に適したサービスとなっているかを表す指標として、「地域人口1人当たり利用回数」、「地域住民の満足度」などが考えられる。</p>	「地域人口1人当たり利用回数」等、適切な指標設定を検討する。

令和2年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「都市戦略部が所管する事業における財務事務の執行等について」

所属	「意見の概要」			対応状況又は今後の方針等
	頁	項目	区分 内容	
地域交通課	200	自治会等輸送活動事業 (今後の事業の方向性)	意見 過疎高齢集落における生活交通手段の確保は全国的に重要な課題であり、それに対して積極的に取り組む当該事業は評価できる。しかし、当該事業は平成22年に開始され、高須町においては現在も継続して実施されている状況にあるが、他の地域への適用や仕組みの改善などの事業の拡大や改善はみられない。高須町においても、人口減少などにより、当該事業の利用者数は減少傾向にあるが、事業の完了をどのように設定するのかなど、今後の方向性は決まっていない。難しい問題ではあるが、当該事業の実施を踏まえた今後の展開、検討を期待したい。	過疎集落における持続可能な交通体系について引き続き検討していく。
地域交通課	201	自治会等輸送活動事業 (目標値の設定)	意見 指標に対する実績値の把握だけではなく、適切な目標値を設定すべきである。事業を効果的に実施および評価するためには、目標の設定は重要である。	令和4年度より利用者数等の目標値設定を検討する。
地域交通課	201	自治会等輸送活動事業 (「予算要求概要書 (様式7)」における実施計画区分)	意見 「予算要求概要書(様式7)」において事業が属する区分を誤った場合、予算および決算額が誤って集計されることとなり、「総合計画」の体系に沿った管理が適切に行われないこととなる。当該区分を設定する意義を再確認し、誤りが生じないよう職員の意識を高め、誤設定が生じないよう運用を見直すことが必要と考える。	令和4年度より適切な事業区分を設定する。
地域交通課	204	バス待ち環境整備事業 (目標値の設定)	意見 当該事業の目的は「複数の路線・系統が通過する主要なバス停等を中心に、待合環境の快適性と利便性を向上させることで、公共交通利用者の減少に歯止めをかける。」である。また、特定非営利活動法人ふくい路面電車とまちづくりの会が認定する優良バス停(屋根、広い歩道、ベンチ、接近表示機のうち3項目以上を満たすもの)を増やすことも目標と掲げられており、これらの目的・目標に合致した指標と目標値を設定する必要がある。成果指標としては、「優良バス停数」、「主要なバス停における待合環境に関する満足度」などが考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> ・同事業は令和3年度より、鉄道の利用環境整備を含む「公共交通機関利用環境向上事業」へ移行した。 ・指標・目標値について検討する。
地域交通課	206	えちぜん鉄道支援事業 (えちぜん鉄道に関する報告)	指摘事項 補助事業完了後にえちぜん鉄道株式会社から提出された実績報告書について、修繕の実績金額を報告すべき箇所に計画金額が記載されている、個々の修繕の実績報告が補助金交付要綱で求めている要件を満たしていないなど、適切な報告であるとは言い難い。福井市側もそれに対して報告の修正を求めるといった対処を行っておらず、容認している、または内容を十分に確認していない状況にある。 一方で、同様の補助を行っている福井鉄道株式会社に関しては、事業者からの修繕の実績報告等が詳細になされている。事業者により管理のレベルが異なることは適切ではなく、えちぜん鉄道株式会社についても補助金交付要綱に沿った報告が適切になされるよう、福井市としても適切な対処をすべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な報告書を提出するようえちぜん鉄道に指導した。 ・令和2年度については、実績に基づく適切な報告がなされた。

令和2年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「都市戦略部が所管する事業における財務事務の執行等について」

所属	「意見の概要」			対応状況又は今後の方針等
	頁	項目	区分 内容	
地域交通課	211	田原町駅活性化事業 (田原町駅活性化協議会の活動および田原町ミュージアの活用)	意見 地域拠点の活性化を目的として、田原町駅前の整備、田原町ミュージアの設置、田原町協議会の設置などが行われたが、田原町ミュージアは公民館のような貸しスペースとして利用され、協議会は貸しスペースの管理業務を行うことが中心となっており、活性化に向けた活動と言えるのか疑問が残る。当初の目的を踏まえ、地域の自治会・商店街の主体的な関与を促し、協議会の活動の活発化、田原町駅前および田原町ミュージアの活用を進めることが適当と考える。中長期の計画を立案することなども有効と考える。 なお、地域拠点の活性化は地域交通課だけの問題ではないため、他の部課と連携し、事業を推進することが適当である。	地域の自治会・商店街には、今後、さらに主体的に関与していただけるよう促していく。
地域交通課	212	田原町駅活性化事業 (田原町ミュージアの管理業務の委託)	意見 公的資金を受ける事業者が、それを多額の調達等に充てる場合には、その業者選定に透明性が確保されていることが必要と考える。一定額以上の調達には入札や複数者の見積もりによる業者選定を求めることが適当と考える。また、少なくとも数年ごとに業者の見直しを検討すべきである。	近接するフェニックス・プラザの指定管理者に委託することで、施設内に係員が常駐する必要がなく、業務委託費用の削減につながっている。フェニックス・プラザの指定管理者の見直しが5年毎に行われるため、その際に管理業者も見直すことになる。
地域交通課	212	田原町駅活性化事業 (目標値の設定)	意見 「田原町ミュージア利用件数」を指標とすることは適当と考える。しかし、指標に対する実績値の把握だけではなく、適切な目標値を設定するべきである。目的を達成するための目標を設定することで、事業の成果を客観的に評価することができ、事業の改善につなげることができる。また、市民に対して分かりやすく事業の状況を説明することができる。目標値を設定することは重要である。 また、現状の指標の他、併せて「田原町ミュージアの稼働率」、「田原町駅の利用者数」なども指標とし、目標を設定することが有効と考える。 なお、「予算要求概要書(様式7)」においては「鉄道利用者数」が指標とされているが、当該事業により直接的にえちぜん鉄道および福井鉄道全体の利用者数が増減するとは考えられず、効果の測定指標として適切であるか、再検討すべきと考える。	適切な指標・目標値について検討する。令和4年度より適切な事業区分を設定する。

令和2年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「都市戦略部が所管する事業における財務事務の執行等について」

所属	「意見の概要」			対応状況又は今後の方針等	
	頁	項目	区分		
自転車利用推進課	223	総合交通事務諸経費 (報償費の支給)	意見	現状は、財政課の予算要求要領における取扱いに基づいて、各課で支出を実施している。しかし、そもそも「福井市自転車利用環境整備計画推進会議設置要綱」において、出席に応じて報償費を支給することを明記するなど、支出根拠を明確化しておくことが必要である。	一般的に要綱には、報償費の支給項目は記載していないが、全庁的な運用との整合性を図っている。
自転車利用推進課	227	放置自転車対策事業 (放置自転車の譲渡)	意見	放置自転車対策には、外部業者への撤去委託費用だけでなく、保管場所の確保や処分時の廃棄費用等、様々なコストがかかっている。そのようなコストの一部でも回収ができるかとよいて考える。そのため、放置自転車のうち、引き取り手がおらず処分せざるを得ない自転車であって再利用可能(売却可能)な自転車については、福井県自転車軽自動車商協同組合等を通じて、中古市場に売却することが出来ないか検討する必要がある。	再利用の譲渡制度(公的団体への無償譲渡)を積極的に周知したうえで、現在の一般的な放置自転車売却方法である公募型指名入札による売却を検討する。
自転車利用推進課	227	放置自転車対策事業 (放置自転車の保管・管理業務の委託)	意見	現状、放置自転車を引取りに来るタイミングについて、取りに来る月も日時もまばらであり特段の傾向はない。JR福井駅自転車駐車場等の一斉撤去した月を除くと、毎週水曜日、土曜日、日曜日に自転車保管・管理業務を委託し続けるほどの市民のニーズも少ないと考えられる。効率的、経済的な保管管理業務のため、業務を委託する日時を少なくし委託費を削減することも検討すべきである。	令和3年6月より毎週水、日曜日の2日間での業務委託を行った。
自転車利用推進課	231	駐輪場維持管理事業 (駐輪場の収容台数について)	意見	収容台数に余裕があるJR福井駅自転車駐車場への誘導を図ることである程度の対応は可能であるが、どうしても利用者にとって便利な場所の混雑度が高くなってしまふ。条例の制定により大規模施設の建設時においては駐輪場の設置を義務化するなど、必要な場所に必要の収容台数が確保できるような改善施策の実行が望まれる。	商店街関係者においては、駐輪場設置の義務化により起業意欲や事業拡大意欲が抑制されるとの懸念がある。 再開発事業計画中の事業者には、大規模施設内の用途毎の床面積で算出した収容台数の駐輪場設置を要請しており、前向きに対応していただいている。 今後も、大規模施設に設置された駐輪場の案内や既存駐輪場への誘導を協議しながら推進していく。
自転車利用推進課	231	駐輪場維持管理事業 (維持管理業務について)	意見	福井市では財政再建という目標もあり、経費削減が求められているが、JR足羽駅自転車駐車場のように修繕が必要な駐輪場については、市民の安全で快適な利用のために適時適切な維持管理を実施していくことが必要である。 また、一部の駐輪場については利用状況が少なく、地元の倉庫として利用されるなど、目的外での使用が見受けられた。定期的な点検・清掃などの維持をより効率的かつ経済的に実施するためには、福井市の職員が直接対応するのではなく、もっと近くで利用している地域住民の協力を得る、鉄道運行会社等に一部業務を委託するなど、作業の効率化を図ることも検討する必要がある。	自転車駐車を安全に利用していただけるよう、施設の維持管理は実施していく。 自転車駐車場の目的外使用については、自治会に説明し、置いてあるものを撤去済み。 今後、鉄道事業と協力して管理していく。

令和2年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「都市戦略部が所管する事業における財務事務の執行等について」

所属	「意見の概要」			対応状況又は今後の方針等
	頁	項目	区分 内容	
自転車利用推進課	243	自転車利用推進事業 (目標値の設定)	意見 「自転車利用環境整備計画〔改定版〕」において、福井市として達成すべき目標値である「自転車利用率を令和2年度に16%」が設定されており、当該目標値の達成に向けて、各種事業が展開されている。事業成果を管理するためにも、いずれかの事業において、福井市として達成すべき目標の達成状況について明確にする必要がある。そのため、「自転車利用環境整備計画〔改定版〕」における自転車利用率について、当該事業における目標値として設定すべきである。	整備計画の目標値は、10年に一度の大規模調査による検証が必要であるため、毎年の事業目標値としては適さない。 今後は、市民意識調査などにより、身近な数値による自転車利用率の目標設定を検討していく。
自転車利用推進課	247	交通安全教育推進事業 (目標値の設定)	意見 「第10次福井市交通安全計画」において、福井市として達成すべき目標値である「交通安全教室の参加者数を令和2年度に延べ1万5千人以上」(行動目標)が設定されており、当該目標値の達成に向けて、各種事業が展開されている。事業成果を管理するためにも、福井市として達成すべき目標の達成状況について明確にする必要がある。そのため、「第10次福井市交通安全計画」における交通安全教室の参加者数について、当該事業における目標値として設定すべきである。	「第10次福井市交通安全計画」では、基本目標達成のため「交通安全教室参加者数」等、施策の目標値(行動目標)を掲げて取り組んできた。 令和3年4月に策定した「第11次福井市交通安全計画」では、交通事故死者数等を減らす基本目標達成のため、行動目標から基本目標に繋がる項目を目標指数とする方針となった。今後は、基本目標を達成するために事業を進めていく。
自転車利用推進課	247	交通安全教育推進事業 (修繕料の運用について)	意見 「会計事務の手引き」において、必要概算経費が50万円以下の場合には、2以上の者から見積書を徴収することが要求されているが、緊急性が高いということで、1者からの見積書で支出が実行されていた。工事請負費の場合には、小額工事等の施工及び契約事項に関する要領において、「予定価格が1件50万円以下、災害復旧等緊急を要するもの及びその他特別の事情のある小額工事等については、積算根拠となる書類、業者選定、合議を省略することができる」と明記されている。そのため、修繕料の場合においても、同様に緊急性がある場合には、1者見積りでの運用も認める形に、運用方法を改善することが必要と考える。	(契約課) 意見を踏まえ、会計事務がより適正に執行されるよう、運用マニュアル等の見直しを行った。
自転車利用推進課	251	交通安全普及啓発事業 (目標値の設定)	意見 第10次福井市交通安全計画において、福井市として達成すべき目標値である「交通指導員の出勤回数を令和2年度に延べ1万回以上」(行動目標)が設定されており、当該目標値の達成に向けて、各種事業が展開されている。事業成果を管理するためにも福井市として達成すべき目標の達成状況について明確にする必要がある。そのため、第10次福井市交通安全計画における交通指導員の出勤回数についても、当該事業における目標値として設定すべきである。	「第10次福井市交通安全計画」では、基本目標達成のため「交通安全教室参加者数」等、施策の目標値(行動目標)を掲げて取り組んできた。 令和3年4月に策定した「第11次福井市交通安全計画」では、交通事故死者数等を減らす基本目標達成のため、行動目標から基本目標に繋がる項目を目標指数とする方針となった。今後は、基本目標を達成に向け事業を進めていく。

令和2年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「都市戦略部が所管する事業における財務事務の執行等について」

所属	「意見の概要」			対応状況又は今後の方針等
	頁	項目	区分	
自転車利用推進課	254	総合交通事務諸経費 (規則の見直し)	意見	<p>「福井市交通安全指導員の設置に関する規則」は廃止され、当報告書作成時点では改善済みであるものの、規則の見直しを実施したのは令和2年10月16日であり、それまでは実態と規則が合致していない状況であった。規則等が組織の変更により実態と合致しなくなった場合、適時に規則の見直しを実施する必要がある。</p> <p>現在の規則については、見直しを行っている。</p>

令和2年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「都市戦略部が所管する事業における財務事務の執行等について」

所属	「意見の概要」			対応状況又は今後の方針等
	頁	項目	区分 内容	
情報統計課	264	地理情報システム整備事業 (目標値の設定)	意見 システム投資は、支出の規模が比較的大きく、その効果が将来に亘って及ぶものであり、その成果を把握することが求められる。しかし、事業目的が業務の効率化であり、具体的な目標値を定めるのは難しい。一方で、業務の効率化がなされるためには、まずは対象となるシステムが多くの人に利用されることが前提となる。システム利用者数が増加することによって、利用範囲が広がり、効率化の可能性が広がると言える。事業の成果を直接的に示す指標ではないが、「システム利用者数」を目標指標として設定するとよい。	意見をふまえ、「システム利用者数」を目標指数として、年間26,000人(延べ人数)に設定した。
情報統計課	266	電子自治体推進事業 (事業内容について)	意見 市民の利便性向上や行政運営の効率化を目的として今後は行政のデジタル化に対応した行政運営が求められる。 当事業におけるシステムは予約管理のみならず、電子申請にも対応したものである。事業目的である「電子自治体の推進」や第七次福井市総合計画における「市民ニーズを捉えた満足度の高い行政サービスを提供する」ために、市民ニーズに対してこういった手続が電子申請対応となって有効であるか、効率的であるか成果を把握した上で、「電子申請」の普及を検討すべきである。 また、行政のデジタル化を推進する上では以下のような取り組みについてさらなる推進が求められる。 ・行政手続のオンライン化 ・AI、RPA等を活用した業務効率化 ・オープンデータの推進 ・デジタル化に対応する人材の登用、育成 これからの行政運営の在り方に照らして、市民の利便性の向上に資する行政手続や非効率となっている業務の把握を行っていくべきである。	国の「自治体DX推進計画」、「デジタル・ガバメント実行計画」、「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」に基づき、行政手続のオンライン化、AI・RPAの活用、オープンデータの整備、デジタル人材の育成等をさらに推進していく。 また、ICT利活用推進計画の改定に併せ、全庁的に行政運営や行政手続のデジタル化を推進するため、業務の把握を行っていく。
情報統計課	275	地域情報通信基盤整備事業 (前金払方式における履行確認(検収))	意見 通常払の支出区分と異なり、前金払の支出区分においては、支出前の検収を行うことができず、役務提供後の検収は各所管課の下で行われることとなり出納課の決裁を伴わないことから失念するリスクが生じる。なお、検収(履行確認)はその役務の提供が完了することを確認することによって事業の進捗、成果を測定するために重要な行為である。 前金払においても、規則どおり検収を実施することは原則必要であると考えられる。	令和3年4月1日付けで改訂された「会計事務の手引き」に従い、業務完了後は債権者に完了報告をさせ(借地料などは完了報告省略可)、課内決裁により履行確認する。

令和2年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「都市戦略部が所管する事業における財務事務の執行等について」

所属	「意見の概要」			対応状況又は今後の方針等	
	頁	項目	区分		
情報統計課	279	調査員確保事業 (事業目的と目標値との不整合について)	意見	<p>統計調査員の確保は国の基幹統計調査を円滑に行う上で重要な役割を有しており、一定数以上の確保が必要となるが、統計調査員の数は高齢化をはじめとする環境の変化等により減少傾向にある。</p> <p>当該事業において実際に行われている事業内容は研修会の実施であり、事業目的のうち「調査員の資質向上を図る」には対応しているものの、「熱意ある優秀な統計調査員を確保し」には対応できていない。研修会の開催のみでは調査員を確保できる可能性は低い。</p> <p>高齢化の進展、人口の減少などの要因で統計調査員が今後さらに減少する可能性があるため、研修会の開催だけではなく、統計調査員を確保するための事業の実施を検討する必要がある。</p>	<p>国勢調査などの大規模な基幹統計調査においては、市統計調査員では必要数を確保できないため、福井市自治会連合会に対し、調査区域の実情に明るいなど、適切な方を所定の要件に基づき推薦いただき、実施体制を確保している。</p> <p>このような大規模調査を契機に、調査での経験を活かし、統計調査への理解とやりがい、責任をもって調査に従事できる人材を市登録調査員に勧誘したところであり、少しずつ新規に申請を受けている状況である。今後もHPをはじめ積極的に広報活動を行い、調査員の質と量の確保を図っていく。</p>